

平成27年 第3回

木古内町議会臨時会会議録

平成27年10月22日 開会

平成27年10月22日 閉会

木古内町議会

平成27年10月22日（木）第1号

- 開会日時 平成27年10月22日（木曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成27年10月22日（木曜日）午前10時27分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	山本	哲
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	宏
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
建設水道課長	若山	忍
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年第3回木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成27年10月22日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)
4	議案 第2号	平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
5	議案 第3号	平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
6	議案 第4号	平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
7	議案 第5号	木古内町新幹線高架下整備工事請負契約の締結について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成27年第3回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
7番 福嶋克彦君、8番 鈴木慎也君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

- 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第4号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、
日程第4 議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第
5 議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第6
議案第4号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、関連が

ありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 皆様、おはようございます。

第3回臨時議会にお集まり、ご苦労様でございます。

それでは、ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの主な補正内容につきましては、一般会計などのインフルエンザワクチン購入費用及び旧江差線施設解体撤去事業、並びに下水道事業特別会計における消費税過年度自主修正申告に伴う追加補正となっております。

はじめに、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億302万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億9,769万8,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。9ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金は、財政調整基金積立金 598万2,000円を減額補正して財源調整を行うものです。

3目 施設管理費、13節 委託料 750万円は、旧江差線橋梁撤去実施設計業務委託料として追加補正をお願いするもので、議案説明資料 資料番号1の1ページに、撤去される橋梁の場所を2箇所表示しており、2ページと3ページには、それぞれ橋梁の写真などを掲載しておりますのでご参照を願います。これら、2箇所の橋梁撤去につきまして実施設計業務を行うものです。

戻りまして、25節 積立金 2億9,552万円は、このたびJR北海道から支払われる旧江差線施設解体撤去に係る工事費用の額が確定したことから、旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金及び利子収入を追加補正をするものです。

次に、10ページをお開き願います。

合わせて、議案説明資料 資料番号1の4ページと5ページをご参照願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 44万5,000円ですが、昨年度までのインフルエンザワクチン購入につきましては、資料にありますとおり3価でございましたが、今年度は4価に変更となり値上げとなりましたことから、値上げ分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すために追加補正をお願いするものです。

なお、インフルエンザワクチン接種に係る自己負担金につきましては、これまでどおり1,000円として据え置くこととしております。

次に、議案11ページです。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、11節 需用費 2万7,000円、並びに13節 委託料 44万3,000円は、インフルエンザワクチン購入に係る値上げ分の費用及び、同じく値上げに伴う予防接種委託料の追加補正です。

次に、12ページをお開き願います。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰入金 506万7,000円は、下水道事業特別会計における消費税の修正申告に係る追加補正です。

なお、議案第4号の提案の際に詳細説明をさせていただきます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。6ページをお開き願います。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目・1節 利子及び配当金 3万1,000円の追加補正は、旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金の利子収入を見込むものです。

次に、7ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、4目・1節 旧江差線施設解体撤去事業準備基金繰入金 750万円は、旧江差線橋梁撤去実施設計業務委託料につきまして、旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金を取り崩して財源とするものです。

次に、8ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・4節 雑入 2億9,548万9,000円は、J R北海道から旧江差線施設解体撤去費収入として追加補正をするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

続いて、議案第2号につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、歳出のみとなっております、先ほど議案1号でもご説明しましたが、インフルエンザワクチン購入に係る値上げ分についての追加補正となっております。

4ページをお開き願います。

8款・2項 保健事業費、1目 疾病予防費、11節 需用費でインフルエンザワクチン購入費用として21万2,000円の追加補正をお願いするものです。

次に、5ページをお開き願います。

11款・1項・1目・節 予備費は、21万2,000円を減額して財源調整を行うものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第3号につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,943万9,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。

2款・1項 保健事業費、1目 疾病予防費、11節 需用費で、インフルエンザワクチン購入に係る費用として、44万5,000円の追加をお願いするものです。

次に、歳入のご説明をいたします。6ページをお開き願います。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金は、歳出に係る費用分として一般会計から44万5,000円を繰り入れるものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第4号につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ506万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

2億3,007万6,000円とするものです。

このたびの補正につきましては、下水道事業特別会計におきまして、本年度の消費税の申告にあたり税務署と協議をしておりましたところ、平成23年度から平成26年度の申告にあたり、計算方法についての考え方に齟齬があり、修正申告をするためのものとございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、22節 補償・補填及び賠償金として、消費税延滞税 10万1,000円の追加、及び27節 公課費として496万6,000円の追加補正をお願いするものです。

内訳は、消費税納付金の過年度修正申告分として299万3,000円、現年度申告分の不足額として197万3,000円の追加をお願いするものです。

次に、歳入のご説明をいたします。6ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 506万7,000円の追加は、このたびの修正申告に伴いまして、一般会計からの繰入金を充当するものです。

以上で、説明を終わります。

なお、建設水道課長から資料の内容につきまして説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 議案第4号についての詳細説明をお願いいたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 下水道事業特別会計補正予算につきまして、資料の説明をさせていただきます。

議案説明資料 資料番号1の6ページをお開き願います。こちらに、下水道事業の消費税及び地方消費税のフローを記載してございます。

まず歳入ですけれども、左側の上のほうですけれども、歳入につきましては下水道使用料などの課税収入、手数料などの非課税収入、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金などの不課税収入があります。

この不課税収入は、特定収入と非特定収入に分類され、特定収入には、用途が特定された特定収入と用途不特定の特定収入に分類されます。

太字の一般会計繰入金については、この用途が不特定の特定収入に位置づけられております。

一方、歳出ですけれども、委託料や工事請負費などの課税支出、共済費などの非課税支出、人件費や償還金などの不課税支出があります。

これらを経て、中段の真ん中右辺りですけれども、②特定収入にかかる課税仕入税額から、その下の③調整前の仕入控除税額を差し引いた、④の調整後の仕入控除税額と上のほうにある①の課税標準額に対する消費税。この①番と④番との差額が消費税の納付、あるいは還付となります。

一番右側、⑤番に書かれているとおり、①の課税標準額に対する消費税から④の調整後の仕入いただきました控除税額を差し引いて、答えがプラスの場合は納付が発生します。マイナスになる場合は、還付金という形になっております。

この中で、用途が特定されていない一般会計繰入金については、特定収入の判定を行って、このあと申告書につながっていく訳ですけれども、判定方法やその後の計算方法で、考え方

に相違があり、従前の申告書では少なく申告していたという税務署の見解がありまして、これで改めまして申告書を修正しますと、資料番号1の7ページに記載のとおり、平成23年度で46万9,815円の還付が4万4,315円の還付に、H24年度の納付が13万5,100円から、137万8,600円に、25年度の納付が14万8,800円から147万2,100円になります。また、26年度の申告は217万3,300円となり、合計516万5,600の納付が必要となります。また、過年度分と26年度分の延滞税として、10万400円の納付が必要となりまして、今回の補正をお願いするものです。

これは、税務署の調査に基づく追徴とは異なりまして、あくまでも自主修正申告ということで、過少申告加算税（いわゆる追徴課税）は発生しないということを税務署と確認しております。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回、一般会計の補正の中で、施設管理で江差線の施設の解体に係る積立、委託料等を計上されていますけれども、これ当然予算計上になったということは、J Rとの協定がいつの時点で協定が交わされて今日に至ったのかという部分をちょっとお知らせ願います。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) 旧江差線施設解体撤去費用のJ R北海道との協定に関するお尋ねでございます。

これは、旧江差線の設備の解体撤去につきましては、春から4月からJ R北海道とは江差町、上ノ国町を含めまして、協議を進めてきてまいっております。それぞれ各町で積算した撤去見積額をJ R側が精査をして、その作業は現在終えておりまして、協定書の条文等の整理も終えている状況でございます。

いま現在残っているのは、J R北海道社内の役員会議と事務手続きを経た後、今後一週間・二週間の間で協定の締結はできるものということで確認をしております。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町新幹線高架下整備工事請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第5号 木古内町新幹線高架下整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町新幹線高架下整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

木古内町新幹線高架下整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町新幹線高架下整備工事。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、8,424万円。契約の相手方は、丸協・手塚産業経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

なお、別紙といたしまして、議案説明資料 資料番号1の一番最後のページ、8ページに入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町新幹線高架下整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第3回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年10月22日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 鈴 木 慎 也